官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（七九）　四
○特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律（八〇）　四
○国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（八一）　四
○国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律（八二）　四
○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（八三）　四
○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（八四）　五
○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（八五）　五
〔政　令〕
○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（三五一）　五
○経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三五二）　五
○産業競争力強化法施行令及び登録免許税法施行令の一部を改正する政令（三五三）　五
〔規　則〕
○人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を改正する人事院規則（**人事院**九―一―二八）　五
○人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則（**同**九―八―九八）　五
○人事院規則九―一五（宿日直手当）の一部を改正する人事院規則（**同**九―一五―一五）　五
○人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則（**同**九―三四―三七）　五
○人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則（**同**九―四〇―六六）　五
○令和八年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え（**同**九―一五四）　五
〔**法規的告示**〕
○固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件の一部を改正する件（**総務**四一三）　五
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（**厚生労働**三九四）　五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検査を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（**同**三九五）　五
〔**その他告示**〕
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（**農林水産**一七三三）　五
○国営武蔵丘陵森林公園の公開日時を変更する件（**関東地方整備局**一四九）　五
○国営昭和記念公園の公開日時を変更する件（**同**二五〇）　五
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**北海道開発局**七八）　五
〔**国会事項**〕
内閣府国民保護計画の変更について（内閣府）　六
防災庁国民保護計画について（防災庁）　六
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　六
〔**官庁報告**〕
官庁事項　六
内閣府国民保護計画の変更について　六
〔**公　告**〕
諸事項　六
官庁
押収物還付関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　六
地方公共団体
行旅死亡人、押収物還付関係　六
会社その他
会社決算公告　六

本号で公布された法令のあらまし

◇一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（法律第七十九号）（内閣官房）

第１　一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

１　俸給表の改定

全ての俸給表の俸給月額を改定する。（別表第一～別表第十一関係）

２　諸手当の改定

(1)　初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を改定する。（第十条の四第一項関係）

(2)　広域異動手当について、支給割合を改定する。（第十一条の八第一項関係）

(3)　宿日直手当について、宿日直勤務一回に係る支給額の限度額及び常直的な宿日直勤務に係る支給月額の限度額を改定する。（第十九条の二第一項、第二項関係）

(4)　期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百二十八・七五（特定管理職員にあっては百分の百八・七五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては百分の百十）とする。また、定年前再任用短時間勤務職員について、十二月期の支給割合を百分の五十三・七五（特定管理職員にあっては、百分の六十三・七五）とする。（法第一条の規定による改正後の第十九条の四第一項、第三項関係）

(5)　勤勉手当について、十二月期の支給割合を百分の百八・七五（特定管理職員にあっては百分の百二十八・七五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては百分の百十）とする。また、定年前再任用短時間勤務職員について、十二月期の支給割合を百分の五十三・七五（特定管理職員にあっては、百分の六十三・七五）とする。（法第一条の規定による改正後の第十九条の七第二項関係）